

## 飯田市福祉医療費給付金条例改正のポイント

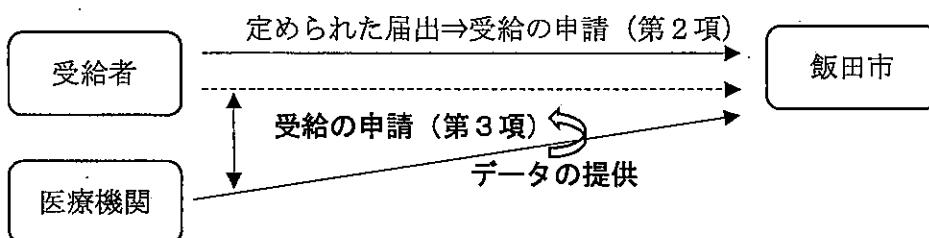
### ○第 7 条

- ・第 1 項 第 2 項以外の該当者（年度末年齢が 19 歳以上の障がい者、母子父子の親）が医療機関にかかる際に、「償還払い方式」の受給者証を提示するよう定めたもの
- ・第 2 項 年度末年齢が 18 歳以下の子どもが医療機関にかかる際に、「現物給付方式」の受給者証を提示するよう定めたもの

改正部分

### ○第 8 条

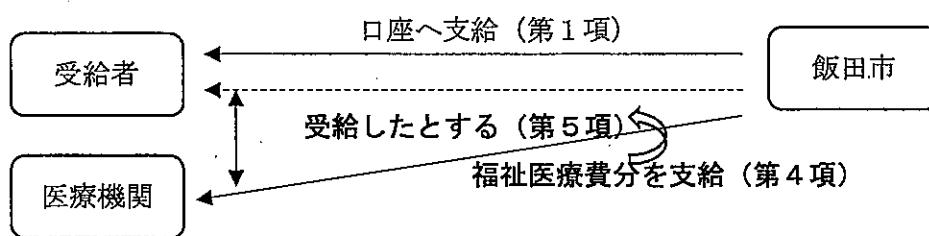
- ・第 2 項 第 7 条第 1 項で定めた手順で受診した場合、あらかじめ定められた届出を行っていれば、福祉医療費を受給する申請があったこととする
- ・第 3 項 第 7 条第 2 項で定めた手順で受診した場合、医療機関から給付金の算定に必要なデータの提供があったことをもって、福祉医療費を受給する申請があったこととする



### ○第 11 条

- ・第 1 項 福祉医療費を受給者の金融機関の口座に振り込むことを定めたもの
- ・第 2 項 第 1 項で振り込む際の金融機関の口座を市に届けなければならないが、第 5 項に該当する場合は、届けなくても良いこととする
- ・第 4 項 第 8 条第 3 項の申請があった場合は、診療をした医療機関に福祉医療費を支給することとする
- ・第 5 項 第 4 項で支給した場合、受給者が福祉医療費を受給したとする

改正部分



### 改正前と改正後の比較

#### ○病院 1,000 円、薬局 1,000 円の医療を受けた場合

(受給者負担金 500 円 (条例第 5 条第 1 項第 7 号))

##### ・償還払い方式

病院 : 1,000 円 薬局 : 1,000 円

計 : 2,000 円の窓口負担

⇒ 福祉医療費 1,000 円を受給者へ支給

##### ・現物給付方式

病院 : 500 円 薬局 : 500 円

計 : 1,000 円の窓口負担

⇒ 福祉医療費分 500 円ずつを、

病院と薬局へ支給

※ 柔道整復、整骨、接骨、はり灸及び県外での受診は、引き続き償還払い方式